

政 令

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年九月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十九年十月二十五日とする。

厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年九月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十七号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び金融商品の販売等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十四号）の施行に伴い、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十六条第一項及び金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正）
第一条 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「及び第二項第一号から第三号まで」を「並びに第二項第一号、第二号、第四号及び第五号」に改める。

（金融商品の販売等に関する法律施行令の一部改正）
第二条 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「同法第三百三十条の二第一項、第三百三十六条の三第一項第二号（同法第六十四条第三項において準用する場合を含む。）及び第二百五十九条の二第一項を除く。」を削り、同条に次の一号を加える。

二十八 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二百十二号）
附則
この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月二十五日）から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○国土交通省令第一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十九号）附則第五条第一項の規定に基づき、特定現存船を定める省令を次のように定める。

平成二十九年九月八日
国土交通大臣 石井 啓一
環境大臣 中川 雅治

特定現存船を定める省令
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第五条第一項の特定現存船は、同令附則第二条各号に掲げる水域以外の水域のみを航行する船舶とする。

附 則

この省令は、平成二十九年九月八日から施行する。

告 示

○金融庁告示第三十六号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十三条第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年九月八日

金融庁長官 森 信親

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削る。

改 正 後

（登録金融機関）

第二条 金融商品取引法施行令第四十三条第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関は、次に掲げる者とする。

- 「一」二十 略
- 「二」二十 略
- 「三」二十 略
- 「四」二十 略
- 「五」二十 略
- 「六」二十 略
- 「七」二十 略
- 「八」二十 略
- 「九」二十 略
- 「十」二十 略
- 「十一」二十 略
- 「十二」二十 略
- 「十三」二十 略
- 「十四」二十 略
- 「十五」二十 略
- 「十六」二十 略
- 「十七」二十 略
- 「十八」二十 略
- 「十九」二十 略
- 「二十」二十 略

改 正 前

（登録金融機関）

第二条 「同上」

- 「一」二十 同上
- 「二」二十 同上
- 「三」二十 同上
- 「四」二十 同上
- 「五」二十 同上
- 「六」二十 同上
- 「七」二十 同上
- 「八」二十 同上
- 「九」二十 同上
- 「十」二十 同上
- 「十一」二十 同上
- 「十二」二十 同上
- 「十三」二十 同上
- 「十四」二十 同上
- 「十五」二十 同上
- 「十六」二十 同上
- 「十七」二十 同上
- 「十八」二十 同上
- 「十九」二十 同上
- 「二十」二十 同上

備考 表中の「」の記載は注記である。